公示送達書

行税告示第７号
令和８年11月６日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県行方県税事務所長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
早川　裕子	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
アリ　アクバル　ヤシド	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
高戸　大悟	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
鎌形　忠則	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
勝沼　友人	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
ウィタレナゲ　サマン　ランガナ　ロドリゴ	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
合同会社　TYPE-1	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
大槻　峰大	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
PHAM　VAN　QUYET	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
石崎　一也	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
綿引　和馬	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
株式会社　PHOENIX　LANKA	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
DE　OLIVEIRA　GOTO　NAOMI	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	
YNS　ENTERPRISE　株式会社	地方税法第166条第１項及び茨城県県税条例第18条第１項に基づく書類	

（注）　地方税法第20条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。